

誓 約 書

今般の農地改良に係る埋立てについては、耕土によるものであり、産業廃棄物等の悪い残土では行いません。

万一、付近住民から苦情等発生した場合には、私どもの責任において解決し、埼玉県及び貴農業委員会には、一切ご迷惑をおかけいたしませんことを確約いたします。

なお、搬出入車両において道路を破損した場合にも責任を持って復旧いたします。

パイプラインの破損時には、管理者に連絡をし修繕の指導を受けて、対処いたします。

吉見町農業委員会長 様

令和 年 月 日

地権者 住 所

氏 名

印

施工者 住 所

氏 名

印

農地改良に係る同意書

農地改良をしようとする農地の表示

吉見町大字 字 番

地目

地積

私は、隣接農地（吉見町大字 字 番）
の所有者として上記農地に係る農地改良に関し、その内容について何ら異議
なく同意いたします。

吉見町農業委員会長 様

令和 年 月 日

隣接農地所有者 住 所

氏 名 印

工事計画書

施工業者	住所	
	氏名	TEL
	(現場責任者名	TEL)
計画内容	1 工事期間	ヶ月 (日間)
	2 工 法	客土A・客土B・客土C
	3 嵩上げ高	現況面から c m 嵩上げ
	4 覆土高 (単位)	c m
	5 隣接道路面からの高さ	隣接道路面より +・- c m
	6 掘削の深さ	c m
	7 搬入土について	
	(1) 発生場所	
	(2) 発生内容	(具体的にどのような工事内容により発生した土かを明記すること)
	(3) 土 質	
(4) 土 量	m ³	
8 被害防除策	(具体的に明記すること。)	
9 その他	※計画図 (平面図・縦横断面図)、工事工程表、搬入経路図、使用重機及び現況写真を添付すること。	
過去の実績 (直近1年間)	許可番号・年月日、届出年月日	
その他		

〔備考〕 客土A…表土として客土する場合。

客土B…表土入替えに伴い客土する場合。

客土C…表土の下に客土する場合。

様式第2号・作付計画書

住所							
氏名							印
農地改良工事の理由	作付計画について具体的に記入する。						
今回申請地の作付計画							
昨年の作付品目とその収穫量 作付品目（収穫量）：							
	1年目	2年目	3年目				
品目							
面積（㎡）							
作付予定時期							
収穫予定時期							
予定収穫量（kg）							
申請者が現在所有または使用収益権を設定している農地等の面積							
	田（㎡）	畑（㎡）	計（㎡）				
所有地							
借入地							
合計							
申請者世帯の労働力							
氏名	年齢	作業日数	氏名	年齢	作業日数		
申請者世帯の農業用機械保有状況							
種類	トラクター	耕耘機	コンバイン	田植機	乾燥機	籾摺機	トラック
台数							
備考							

様式2-2号・地番ごとの作付状況

	地番	地目	面積(m ²)	作付の有無	品目
所 有 地					
借 入 地					

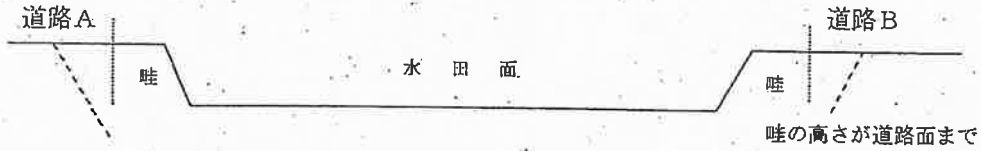
※「作付の有無」欄は申請日までの1年間における作付の有無を記入する。

別表 1

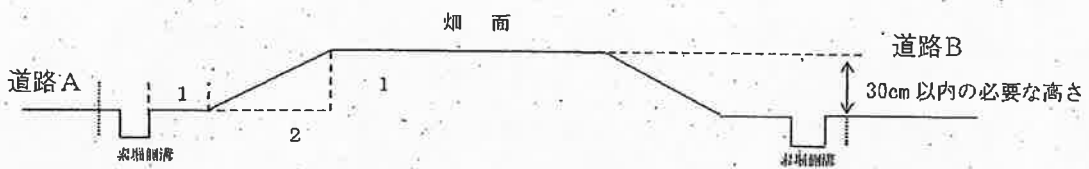
「隣接道路面からの高さについて」

1 接続する2つ以上の道路に高低差がない場合

(1) 水田の場合



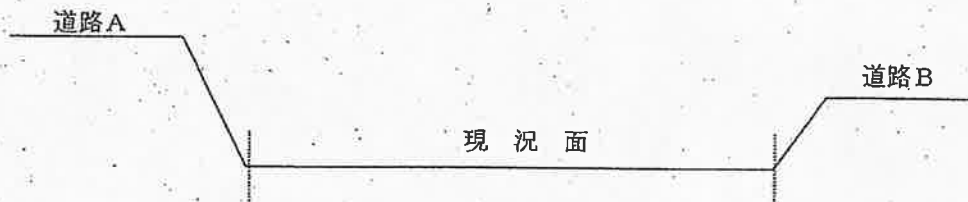
(2) 畑の場合



※素掘側溝は、民法第237条第2項の規定を満たす位置に設置する。

2 接続する2つ以上の道路に高低差がある場合

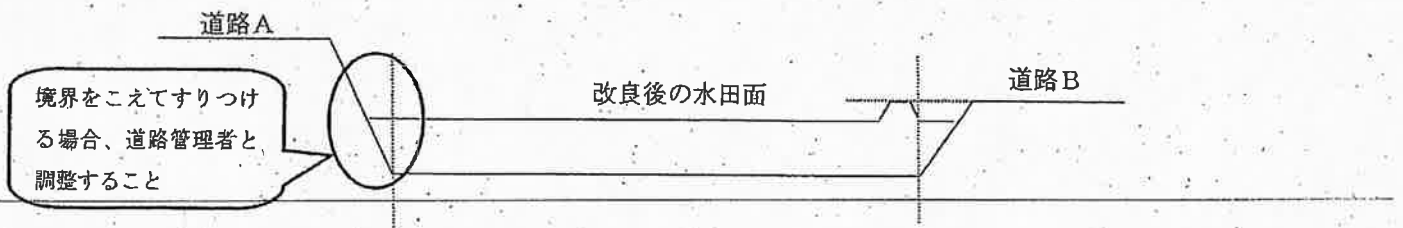
(現況断面図)



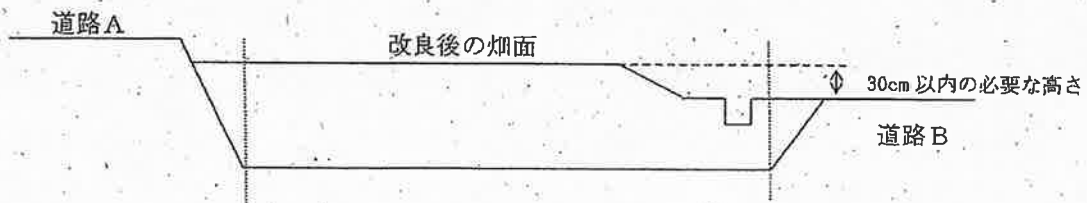
(改良断面図)

(1) 原則として、低い道路を基準とする

ア 水田の場合



イ 畑の場合

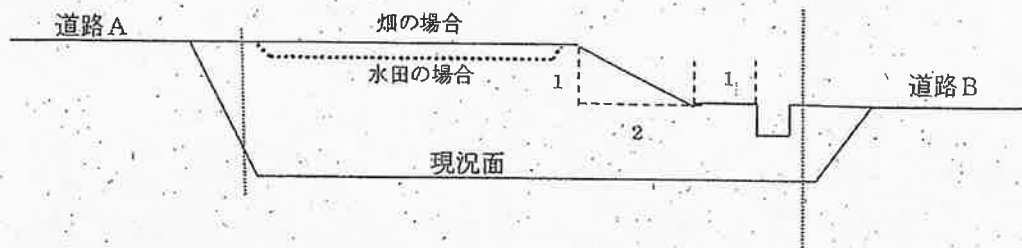


(2) 例外的に高い道路を基準とすることを認める場合

ア 農機具の搬入を道路Aから行っており、道路Aと同等の高さにすることが耕作する上で効率的である場合。

イ 道路Bから30cm以内の高さでは効果が得られない場合で、改良前と同等以上の収量確保が認められる場合。

(高い道路を基準とした場合の改良断面図例)



※道路A側の仕上がり面は道路面を超えないこと。

その他必要に応じ指導し、被害防除に努めさせること。

道路Aからの雨水流入や農地の冠水を理由とした農地改良は認めない。

3 仕上がり面が隣接道路面及び隣地面より高くなる場合は、被害防除策を講ずること

①隣接道路及び隣地との間に素堀側溝を設置する。

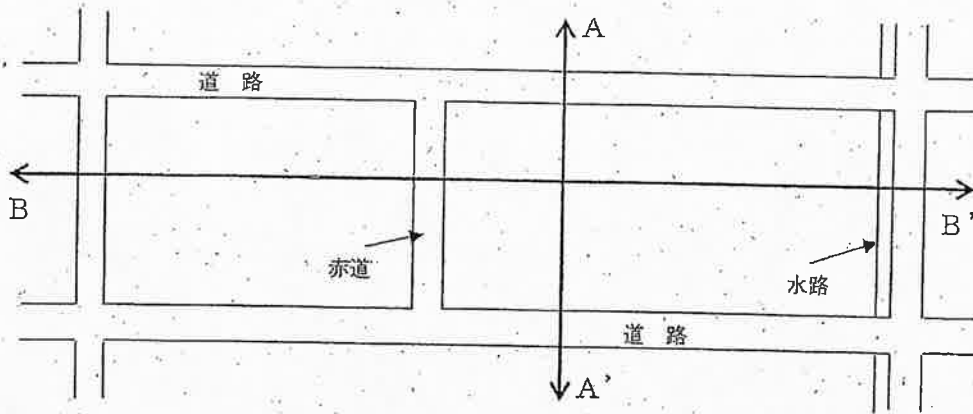
②嵩上げの高さに相当する幅でセットバックする。

③法面の勾配は、嵩上げの高さ1に対する水平距離2の割合の勾配以下とする。

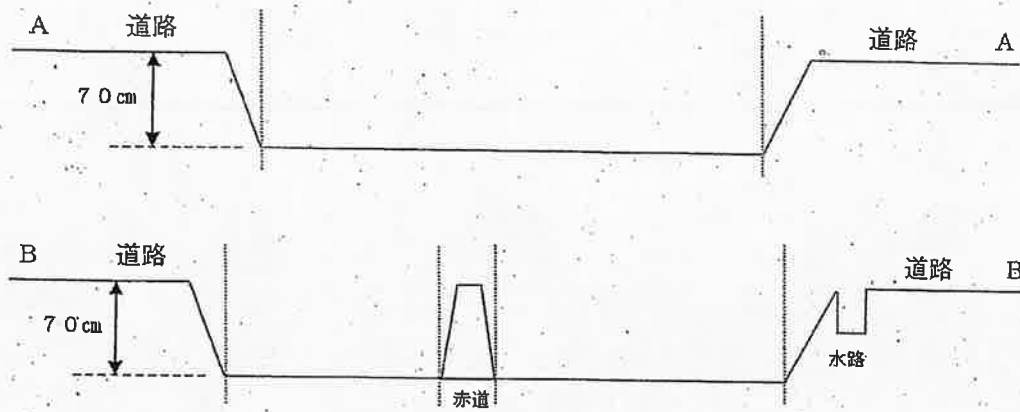
(例えば、30cm嵩上げする場合、水平方向に60cmの勾配となる。)

別表 2

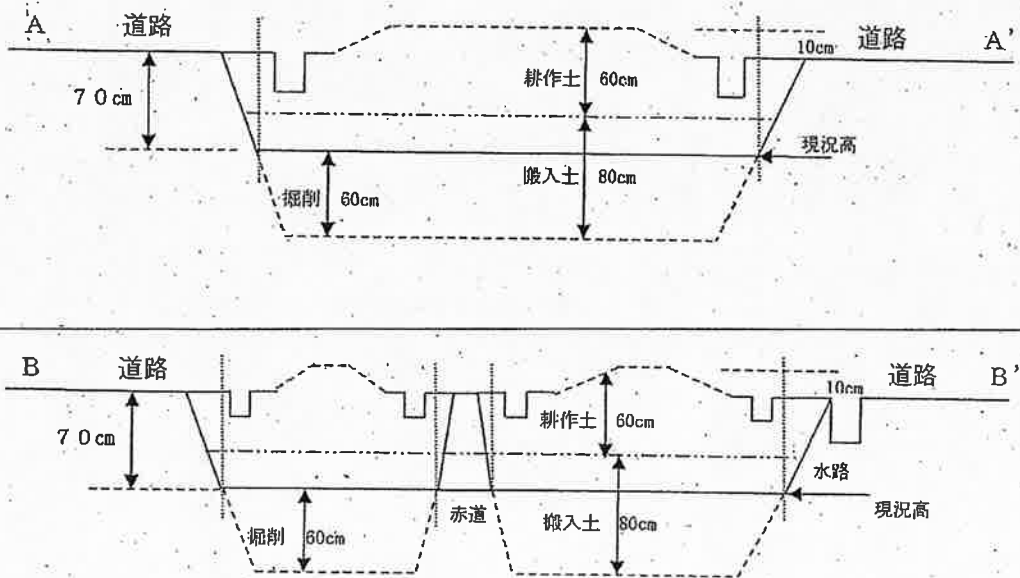
「断面図の表示例」



(現況断面図) 境界



(改良断面図)

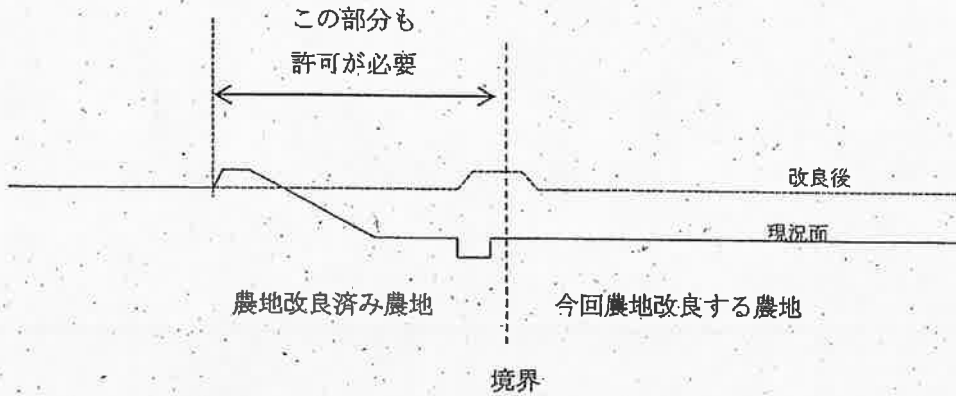


※ 改良断面図は、必要に応じて複数の断面図を作成し、詳細が分かるようにすること

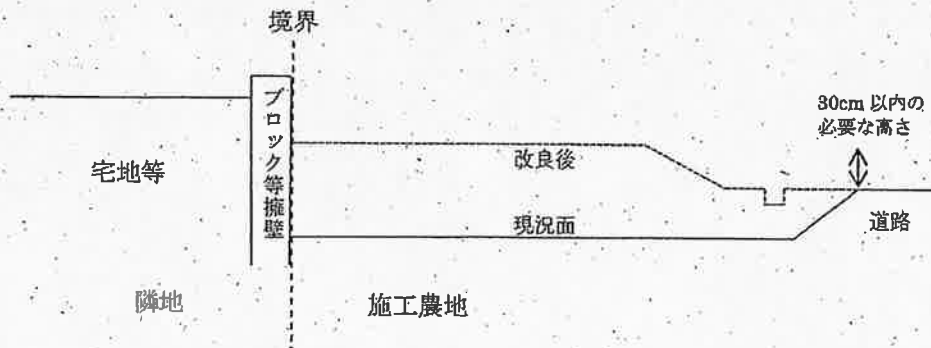
別表 3

「施工事例ごとの取扱い」

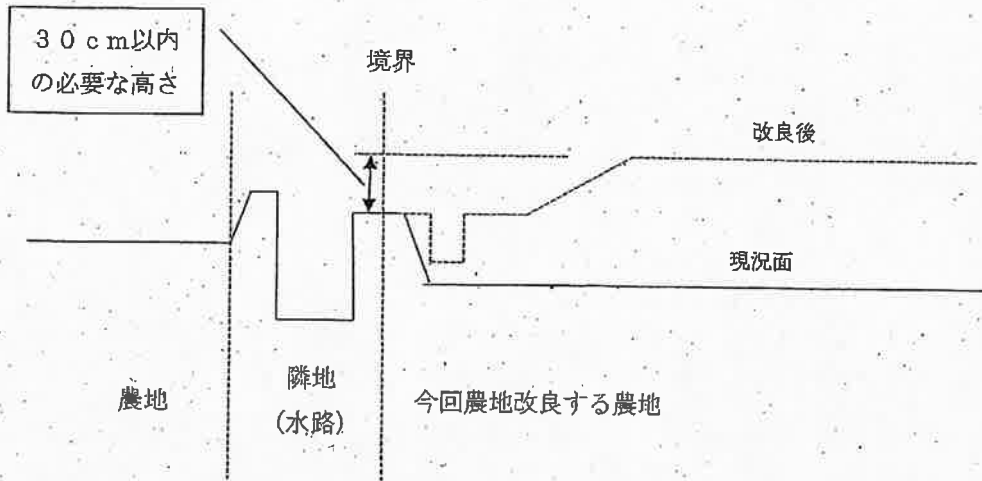
- 1 農地改良済みの農地の一部にも土を入れる場合の許可の範囲
施工農地全体について許可する。



- 2 隣地（宅地等）の擁壁等に土をつける施工の場合の隣地同意
隣地の同意書や同意済みの旨を明記した書類を添付させる。



3. 隣地が水路の場合（隣地（農地）との間に水路を挟む場合）の高さの基準点



4. 土留め板や擁壁などによる施工であっても、素堀側溝・セットバック・法面は必要

